

前橋市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年6月23日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	須	賀	博	史
同	新	井	美	咲子

内 監

令和5年6月23日

前 橋 市 長 山 本 龍 様

前橋市議会議長 阿部 忠幸 様

前橋市監査委員

根 岸 隆 夫

同

長 岡 敏 夫

同

須 賀 博 史

同

新 井 美咲子

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

## 財政援助団体監査結果報告書

### 1 監査基準への準拠

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施しました。

### 2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、本市が補助金、交付金等の財政的援助を与えている団体（財政援助団体）の財政的援助に係る出納その他の事務の執行について行う監査

### 3 監査の対象

#### (1) 対象団体

本市が補助金、交付金等の財政的援助を与えている団体（財政援助団体）のうち、下記の団体を抽出し、関係する所管課と併せて監査しました。

FANクラブ（所管課：富士見支所地域振興課）

前橋市スポーツ推進委員会（所管課：スポーツ課）

前橋花火大会実施委員会（所管課：観光政策課）

公益社団法人前橋市医師会（所管課：保健総務課）

#### (2) 対象年度

令和4年度における財政的援助に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて令和5年度も対象としました。

### 4 監査委員の除斥

須賀博史監査委員については、令和4年度において前橋花火大会実施委員会の役員に就任していたことから、前橋花火大会実施委員会に係る監査において、地方自治法第199条の2の規定により、除斥としました。

### 5 監査の着眼点

監査に当たっては、リスクアプローチの手法により、リスクを評価した上で、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

#### (団体関係)

- ・補助対象事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・補助金等に係る収支の会計経理及び出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。

#### (所管課関係)

- ・補助金の使途が明確になっていることを確認しているか。
- ・補助金額の算定、交付方法、時期及び交付手続等は適正か。

- ・実績報告書等により補助金の効果及び条件の履行の確認が行われているか。
- ・補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

## 6 監査の実施内容

補助対象事業等に関する資料等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、各団体から概要聴取を行い、関係書類等を抽出により調査するとともに、団体関係者及び市所管課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。

## 7 監査期間

令和5年5月8日から同年6月23日まで

## 8 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、次に記載のとおり改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各団体及び各市所管課に対して改善等を指導しました。

### (1) FANクラブ

財政的援助に係る出納その他の事務の執行について、指摘及び要望する事項はなかった。

### (2) 富士見支所地域振興課

FANクラブへの補助金交付事務に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

### (3) 前橋市スポーツ推進委員会（指摘事項1件、要望事項1件）

#### ア 補助金交付事務について（指摘事項）

##### (ア) 事業実施期間内の経費の支払について

令和4年度スポーツ推進委員会運営補助金において、事業の実施予定期間を令和4年4月1日から令和5年3月31日までとした交付申請を行い、また、実績報告においても、事業実施期間を同様の期間としていたが、令和5年4月に支払った経費を含めて報告していた。

事業実施期間を令和5年3月31日までとしていること、また、補助金交付要項の効力は年度終了とともに失われることから、実施期間内に事業に要した経費の支払を行い、事業を終了するよう改善されたい。

#### イ 物品購入事務について（要望事項）

##### (イ) 競争性を確保した物品購入について

見積金額が1,222,100円のユニフォーム購入について、1者の見積りのみにより発注していた。

市が物品購入する際は、物品購入等契約事務取扱要領第4条第3項により、予定価格が80万円以上のときは、指名業者等の選定数を4業者以上と規定している。

当該委員会の事務局はスポーツ課が担当していること、また、ユニフォームの購入に係る経費の財源として、市からの補助金が全額充当されていることを踏まえ

ると、1者による随意契約は好ましくないため、市の物品購入等契約事務取扱要領を参考に、競争性を確保した物品購入となるよう検討されたい。

(4) スポーツ課（指摘事項1件）

ア 補助金交付事務について（指摘事項）

(ア) 補助金額の確定について

令和4年度スポーツ推進委員会運営補助金は、同委員会から提出された実績報告書により補助金額を確定したが、令和5年度に支払った経費を含めて補助対象としていた。

補助金額の確定に当たっては、補助金等交付規則、補助金交付要項にのっとり、事業の実施及びその経費の支払が、実績報告書に記載された期間内に行われているかなどについて、適正に審査するよう改善されたい。

(5) 前橋花火大会実施委員会（指摘事項1件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 委託金額の訂正について

第66回前橋花火大会廃棄物収集運搬処理事業の業務委託請書において、提出された請書の委託金額が砂消しで訂正されていた。

委託金額を砂消しで訂正することはできないことから、前橋観光コンベンション協会契約規程の趣旨にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(6) 観光政策課（要望事項1件）

ア 補助金交付事務について（要望事項）

(ア) 補助金充当先の確認について

前橋花火大会事業補助金において、補助金交付要項で交付申請時及び実績報告時に提出を求めている収支予算書及び収支決算書について、要項から逸脱した経費がないかの確認は行っているとのことだが、補助金をどの経費に充当しているかの確認は行っていなかった。

補助事業者に対して、補助金の充当先を明記した書類を提出するよう指導するとともに、より適切な補助金審査事務を実施するよう努められたい。

(7) 公益社団法人前橋市医師会

財政的援助に係る出納その他の事務の執行について、指摘及び要望する事項はなかった。

(8) 保健総務課

公益社団法人前橋市医師会への補助金交付事務に関して、指摘及び要望する事項はなかった。